

令和8年度の特別区国民健康保険 基準保険料率が決まりました

特別区長会は、令和8年2月の総会で、統一保険料方式による令和8年度の特別区国民健康保険基準保険料率を策定しました。

○経緯

国民健康保険は、平成30年度の制度改正により、都道府県が財政運営の責任主体として加わり、区市町村が被保険者から必要な保険料を徴収して都道府県の定める納付金を納め、都道府県が保険給付費を区市町村に交付するしくみとなっています。

特別区では、保険料について、平成30年度から、「将来的な方向性（※都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。」という区長会の申し合せ（平成29年11月）に基づき運用しています。※都内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる。

令和8年度の算定

○子ども・子育て支援金制度の創設

令和8年度から徴収開始となる子ども・子育て支援金分（以下「子ども支援金分」という。）も、統一保険料方式により保険料率を設定します。

○賦課総額

保険料率は、都が示す納付金等をもとに保険料として賦課する総額（賦課総額）を設定して算定します。特別区では、平成30年度の制度改正に伴う急激な保険料の負担増に対応するため、独自の負担抑制を実施してきました。

(1) 納付金組入率について

納付金の全額を賦課総額とはせず、平成30年度は94%を組み入れ、以後、6年間を中途に、毎年度この割合を1%ずつ引き上げることとし、法定外繰入の段階的な縮減をしながら対応してきました。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊な要因により、計画通り引き上げが進まなかったため、令和6年度は、当初から遅れた2年分を延長しました。

令和8年度からは、納付金100%を賦課総

額と設定し、納付金組入率による負担抑制は解消されます。

(2) 収納率による割戻しについて

制度上は賦課総額を実際の収納率で割戻して保険料率を算定することとされていますが、保険料率の大幅増につながるため、特別区では収納率を100%と仮定して算定することで負担抑制しています。

ただし、この負担抑制策は法定外繰入を伴うため、都による都内保険料水準の統一の検討に併せて、将来的に収納率による割戻しの実施時期等を検討します。

○賦課割合

保険料は、所得に応じて賦課する「所得割」と、被保険者全員に等しく賦課する「均等割」で構成され、その割合を「賦課割合」といいます。賦課割合は、負担の公平の観点から比率の均衡が求められ、全国での割合を50対50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映することが原則となっています。

令和8年度は、特別区の区域全体で前年度と同じ、所得割58対均等割42の割合を用いることとしました。（子ども支援金分のみ、所得割57対均等割43）

○賦課限度額

国の方針に従い、賦課限度額を引き上げ、中間所得層や低所得層の負担を軽減します。

○基準保険料率

令和8年度の被保険者の医療費に係る「基礎分」、後期高齢者医療制度に拠出する「後期高齢者支援金分」、介護保険の第2号被保険者の保険料を納付する「介護納付金分」及び新設となった「子ども支援金分」の保険料は、表のとおりとなりました。

介護納付金分の所得割率は、令和6年度から特別区で統一の基準保険料率を示すこととし、令和8年度までを経過措置期間としています。また、子ども支援金分について、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）に係る均等割額は全額軽減となり、子ども以外の被保険者が負担します。（特別区長会事務局）

特別区国民健康保険基準保険料率等（令和8年度と7年度の比較）

	8年度		7年度		対前年度増減
	基礎分	支援金分	基礎分	支援金分	
被保険者数	1,662千人		1,699千人		37千人減
賦課総額	2,584億円		2,594億円		10億円減
賦課割合（所得割：均等割）	58：42		58：42		同割合
所得割率	10.31%	7.51%	10.40%	7.71%	0.09ポイント減
均等割額（年額）	65,200円	2,800円	64,100円	2,690円	1,100円増
1人当たり保険料（年額）	155,447円	47,600円	152,673円	47,300円	2,774円増
賦課限度額	930,000円	17,600円	920,000円	16,800円	1万円増
介護保険第2号被保険者数	609千人		621千人		12千人減
賦課総額	259億円		246億円		13億円増
賦課割合（所得割：均等割）	58：42		58：42		同割合
所得割率	2.43%	2.25%	2.25%	2.25%	0.18ポイント増
均等割額（年額）	17,800円	1,800円	16,600円	1,800円	1,200円増
1人当たり保険料（年額）	42,609円	4,227円	39,565円	4,227円	3,044円増
賦課限度額	170,000円	30,000円	170,000円	30,000円	同額
被保険者数	1,662千人		1,662千人		—
賦課総額	70億円		70億円		—
賦課割合（所得割：均等割）	57：43		57：43		—
所得割率	0.27%	—	—	—	—
均等割額（年額）	1,800円	—	—	—	—
18歳以上均等割額（年額）	73円	—	—	—	—
1人当たり保険料（年額）	4,227円	—	—	—	—
賦課限度額	30,000円	—	—	—	—